

議 会 資 料	議案第 16 号
監査委員事務局	

志摩市監査委員条例等の一部改正について

1. 条例を改正する理由

令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号。以下「改正法」という。)が公布され、施行期日は、一部を除き、令和6年4月1日と定められました。

当該法律の要点は次のとおりです。

- ①地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項
- ②会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項
- ③公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

本案は、③に対応するための改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

改正法の施行により、第243条の2から第243条の2の6までが新設される指定公金事務取扱者制度に関する規定となり、改正前の第243条の2は第243条の2の7に、第243条の2の2は第243条の2の8にそれぞれ条ずれするため、これに対応するため改正を行います。

第1条により志摩市監査委員条例を、第2条により志摩市立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例を、第3条により志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例をそれぞれ一部改正します。

3. 改正による効果等

条ずれへの対応により、被改正条例について、法令との整合が図られます。

志摩市監査委員条例(平成16年志摩市条例第30号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第242条第1項並びに法第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求を受けたときは、その日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を監査の請求者又は要求者に通知して延期することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第242条第1項並びに法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求を受けたときは、その日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を監査の請求者又は要求者に通知して延期することができる。</p> <p>2 (略)</p>

志摩市立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例(平成16年志摩市条例第153号)新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正後 (案)
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第18条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第18条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年志摩市条例第215号)新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正後 (案)
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>